



国土動指第72号

平成30年1月23日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



不動産業に関わる事業者の労働基準法等の法令遵守の徹底について

今般、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の4で規定する企画業務型裁量労働制の対象としていた労働者の大半について、対象業務に該当しない、個別の営業活動等に就かせており、同制度が適用されない結果、違法な時間外労働等が認められたことから、宅地建物取引業者が都道府県労働局長から是正を図るよう、特別指導を受けるといふ事案がありました。このような事案が発生したことは、誠に遺憾であります。

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に関わる事業者は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、業務の適正な運営を確保する上でも、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）はもとより、労働基準法等のその他の関係法令等を遵守することが欠かせません。

各事業者においては、宅地建物取引業法を始めとして、労働基準法等のその他の関係法令等の遵守の徹底をお願いします。

貴団体におかれては、この旨、傘下会員に対し、周知徹底していただきますようお願いいたします。